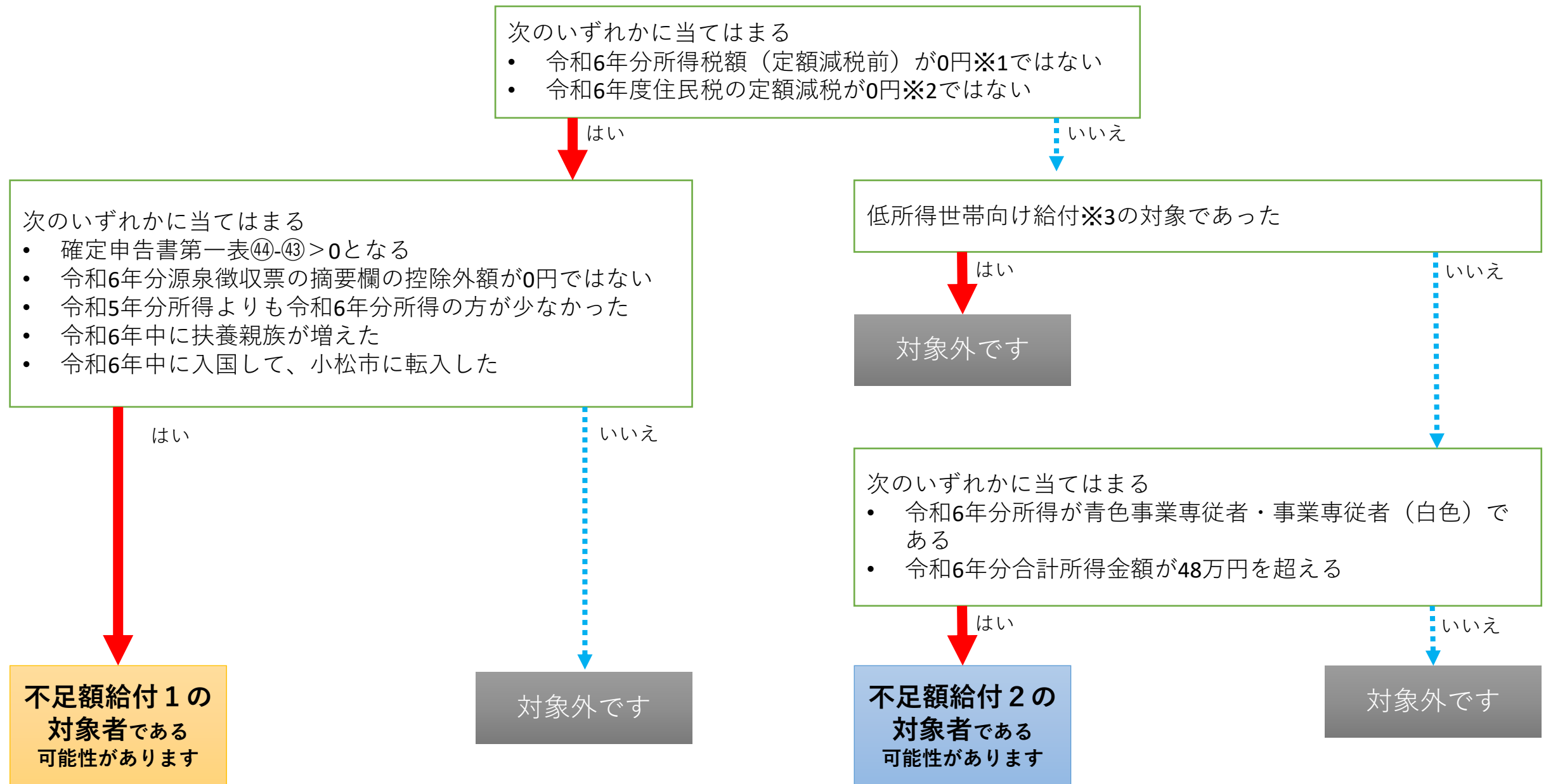


令和6年中に小松市に転入した人

※令和6年1月2日以降に小松市に転入し、令和7年1月1日時点で小松市に住民登録がある人



※1. 令和6年分の所得税額（定額減税前）は令和6年の源泉徴収票摘要欄に記載されている（源泉徴収時所得税減税）控除済額または確定申告書第一表の④③の欄をご覧ください。

※2. 令和6年度住民税の定額減税額は令和6年6月に郵送または雇用主から交付された個人住民税の各通知書の定額減税額をご確認ください。

※3. 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありませんのでご注意ください。
定額減税しきれている人や調整給付の支給額に不足が生じていない人は、申請しても給付の対象とはなりません。